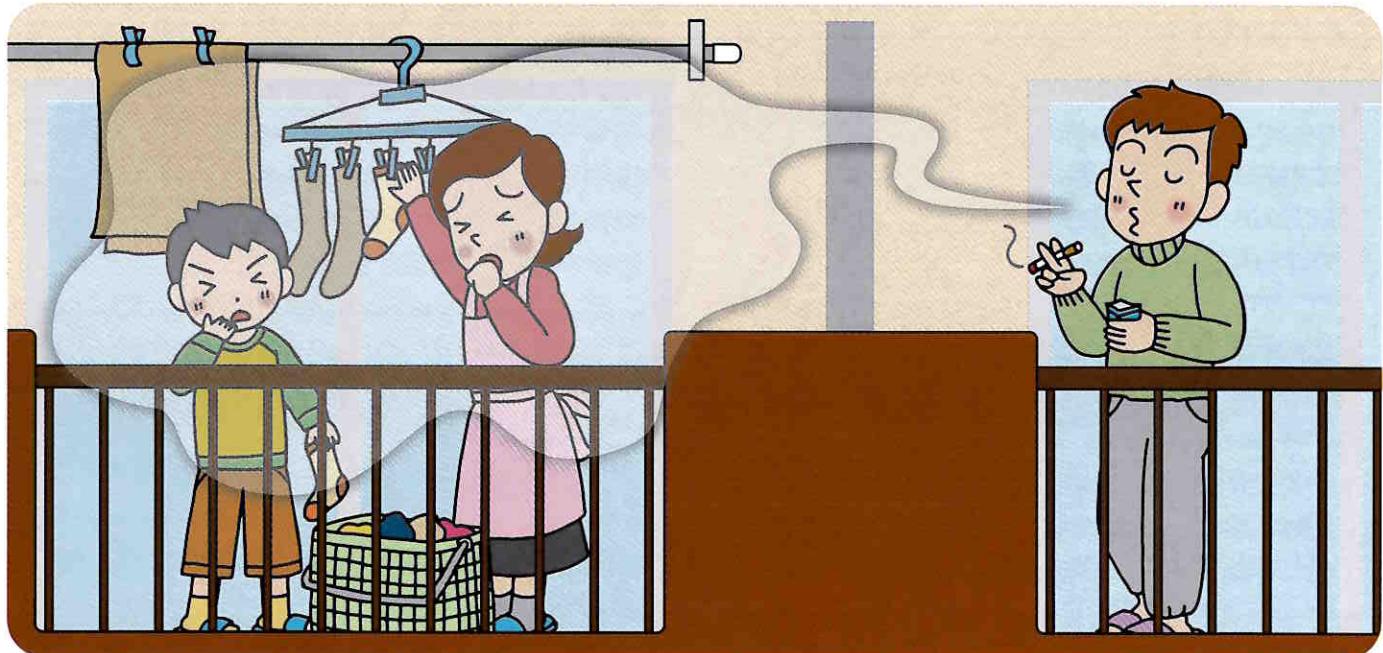




2020年4月から

喫煙はマナー からルールへ

あなたが吸った たばこの“煙”、
誰かの「迷惑」になっていませんか？



- ★ 決められた場所以外では、喫煙はできません。
 - ★ たばこを吸う時は、周りの方に配慮してください。
 - ★ 屋外やプライベート空間など、たばこを吸っていい場所であっても、たばこの煙を嫌う人に、煙が行かないように気を付けてください。
- ☆令和2年4月1日から、多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙となっています。



受動喫煙のない社会を!

あなたが吸ったたばこの煙、誰かの“迷惑”になつていませんか？

2020年4月1日から、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、喫煙についての「マナー」から、法律や東京都条例で決められた「ルール」となりました。

「受動喫煙(じゅどうきつえん)」って何？

他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされることです。

"新しいルール"で、どうなったの？

2020年4月1日から、2人以上が集まるすべての施設（飲食店、百貨店、事務所、娯楽施設など）が、原則屋内禁煙（基準を守った喫煙室でのみ喫煙可能）となりました。

屋外だったら、喫煙しても構わないんじゃ…？

屋外での喫煙も"配慮義務"があります。新しいルールでは、たばこを吸って良い場所であっても「たばこの煙を嫌う人に、煙が行かないように気を付けること」となっています。

自宅のベランダなら、プライベート空間だからいいよね？

都のアンケート調査によると、「近隣宅からの煙」による受動喫煙を経験した、という方が多くみられます。区への苦情も多く寄せられています。ご近所トラブルの原因にもなりかねません。思ったよりもたばこの煙は遠くに届きます。屋外であっても、「ベランダで喫煙している」と、近隣に望まない受動喫煙が生じているかもしれません。ベランダでの喫煙は、近隣に煙が行かないように、工夫をお願いします。

周りに人がいなければ、路上での喫煙は、屋外なのでOK？

新宿区では条例で、区内全域において「路上喫煙」が禁止されています。

～たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごすために～

たばこを吸う人は…

- ★ 決められた場所の中で、喫煙しましょう。
- ★ 喫煙は、煙が近隣に流れないように工夫しましょう。

望まない受動喫煙を生じない吸い方を心がけてください。
皆様のご協力、お願いします!!

新宿区保健所衛生課 電話03-5273-3838
FAX 03-3209-1441

新宿区ホームページ <https://www.city.shinjuku.lg.jp/>

